

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

安城市長 三星元人

安城市条例第31号

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年安城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に、「審査したのち」を「審査し」に改める。

第7条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「のち」を「後」に改める。

第8条第2項中「に規定する」を「の」に改める。

第11条第3項中「の申請」を「の規定による申請」に、「審査したのち」を「審査し」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。